

こども家庭庁長官

渡辺 由美子 様

国の施策等に関する 提案・要望書

(令和7年8月)

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
鳥	取	県	議	会	福	田	俊	史
鳥	取	県	市	長	深	澤	義	彦
鳥	取	県	市	議	福	谷	直	美
鳥	取	県	町	村	白	石	祐	治
鳥	取	県	町	村	山	本	芳	昭

子ども関連施策の充実と財源確保について

《提案・要望の内容》

- こども未来戦略に掲げる財源確保の考え方に基づき、徹底した歳出改革や賃上げなどに取り組むことで、国民の負担に配慮した財源の安定確保に努めること。また、子ども・子育て支援金制度について、支援金の目的や使途、負担の在り方等、国民の理解が十分得られるよう、国の責任において丁寧な周知広報を行うこと。
- こども・子育て支援施策において、都市部と地方の財政格差の拡大による行政サービスの地域間格差は容認できるものではなく、財政調整機能の抜本的拡充を図るなど、子育て世帯への給付サービスに差異が生じることがないように、こどもの医療費助成制度の創設、幼児教育・保育の完全無償化、学校給食費の無償化などの財政的に負担が大きい包括的な仕組みづくりは、ナショナルミニマムとして、全国一律で実施できるようにすること。
- 地方の実情に応じてきめ細やかにサービスを提供している地方自治体の創意工夫が活かせるよう、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。

＜課題＞

1 都道府県間の財源格差の拡大と財政力の高い自治体の子育て支援施策の拡充

本県では、様々な子育て支援施策を先行実施してきたが、昨今、財政力の高い自治体において、保育料・給食費の無償化や支援金の支給など大きな財源を要する子育て支援に係る基本的な給付サービスが実施され、各自治体がサービスを競い合っている状況があり、財政力の高い都市部への人口流出を加速しかねない状況を懸念。

（東京都の主な子育て支援施策）

- ・ 0歳から18歳までの子どもを対象に月額5,000円（年間最大60,000円）を支給（令和5年度～）
- ・ 都内全区市町村の給食費無償化（令和7年1月～）※都内区市町村の給食費負担の7/8補助
- ・ 0歳から2歳児の保育料完全無償化（令和7年9月～）
- ・ 無痛分娩費用を最大10万円助成（令和7年10月～）

【参考】地方税収の格差

- 全国の地方税収の偏在は拡大傾向にあり、特に東京都のシェアが増加（東京都の人口1人当たりの地方税収は最小県の2倍以上、法人二税にあっては6倍以上）。

【地方税収の人口一人当たり税収額の差】（最小県対東京都）

- ・ 地方税計(R1)2.4倍 ⇒ (R2)2.2倍 ⇒ (R3)2.3倍 ⇒ (R4)2.3倍 ⇒ (R5)2.3倍
※いずれも最小県は長崎県
- ・ 法人二税(R1)6.0倍 ⇒ (R2)5.4倍 ⇒ (R3)5.9倍 ⇒ (R4)5.9倍 ⇒ (R5)6.3倍
※いずれも最小県は奈良県

- また、東京都の増加率（H25決算額比）が顕著に高まっている一方、首都圏を含めたその他の自治体では増加率が収縮しており、東京都との格差は拡大している状況。
※本県をはじめとする地方部だけでなく、千葉・埼玉・神奈川など都市部自治体でも同様の傾向。

2 地方が独自に活用できる安定的な財源の充実

こども・子育て支援加速化プランにおいては、こども子育て政策に関する地方財源の確保が明記され、令和7年度地方財政計画でも、ソフト・ハード事業分として計1,500億円計上されているが、引き続き、地方側が実情に応じてきめ細かに行うサービスや施設整備などについて、地方自治体の創意工夫が生かせるよう独自に活用できる長期的・安定的財源が必要である。

【参考】令和7年度地方財政計画（こども・子育て政策部分抜粋）

第2 地方財政対策

（9）こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保

「こども・子育て支援加速化プラン」による前年度からの地方負担の増（2,410億円程度）について、必要な財源を確保するとともに、地方公共団体が、こども・子育て政策の地方単独事業を実施できるよう、引き続き、ソフト事業分として一般行政経費（単独）に1,000億円を計上し、ハード事業分として投資的経費（単独）に「こども・子育て支援事業費」を500億円計上する。

幼児教育・保育の無償化の拡大及び保育士等の確保と保育の質の向上について

《提案・要望の内容》

- 幼児教育・保育の完全無償化を実現し、支援を全世帯に拡大すること。
- 保育人材の確保と定着を一層進めるため、更なる処遇改善と配置基準改善を進めること。また、令和7年度に創設された1歳児配置改善加算について、加算要件を撤廃し、加配を実施する全ての保育施設等を対象とするとともに、人材確保の状況を踏まえつつ、1歳児に係る配置基準の見直し（6:1→5:1）を早期に実現すること。
- 医療的ケア児を含む障がい児を受け入れる保育施設に対する支援について、一層の補助対象の拡充や補助単価及び補助率の引上げを行うこと。
- 令和8年度からのこども誰でも通園制度の本格実施に当たっては、地域の実情に応じた柔軟な取扱いを認めること。
- 「森のようちえん」等豊かな自然を活用した保育・幼児教育を実践する施設について、新たな認証（又は登録）制度を創設し、施設を利用する世帯についても、保育の必要性を問うことなく国の幼児教育・保育無償化の対象とすること。
- 幼児教育・保育の無償化の拡大の検討に当たっては、副食費についても無償化の対象とするなど、子育て家庭のさらなる経済的負担の軽減を図ること。

＜参考＞

1 保育士の状況

① 本県の保育士と他職種との現金給与等の比較(R6年賃金構造基本統計調査結果(厚生労働省))

	年齢	勤続年数	年間給与額
保育士	37.4歳	8.0年	3,708.6千円
全職種平均	45.0歳	12.0年	4,086.1千円
差引	△7.6歳	△4.0年	△377.5千円

※年間給与額は、「決まって支給する現金給与額」に12を乗じ、「年間賞与その他特別給与額」を加えたもの。

②鳥取県における保育士の有効求人倍率の推移（鳥取労働局）

年度	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
4月時点	1.68	2.18	2.27	3.43	2.74	2.13	2.13	1.81	2.41	2.58
10月時点	4.09	2.64	3.42	5.17	3.57	3.31	2.68	3.58	3.35	—

2 本県の近年における待機児童数の推移

年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
4月1日時点	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
10月1日時点	85人	24人	28人	7人	11人	0人	—

※4月1日時点は平成18年度から待機児童なし（20年連続）

※令和6年10月1日時点は、調査結果が確認できる平成14年度以降初めて待機児童0人を達成

3 本県における保育士等単独加配制度

(1) 低年齢児受入施設等特別配置事業

国の保育士配置基準では、一人ひとりの発達に応じた保育が実質的にできない状況であるため、1歳児と1歳児担当保育士の割合が4.5:1以上（国6:1）となるよう保育士の加配を行う市町村に対して助成。

(2) 障がい児保育事業

障がいの程度に関わらず、各市町村が特別な支援が必要と認めた子どもに対して、保育士等を配置する場合に助成。

※障がい児保育に係る地方交付税措置は、概ね障がい児2名に対し保育士1名の配置を標準としていて、障がい児1名に対し保育士1名を配置できるよう、単県補助により必要経費を助成

(3) 乳児保育事業

私立の特定教育・保育施設及び地域型保育事業所が、途中入所の乳児を担当する保育士を年度当初から配置する経費について助成。

4 1歳児配置改善加算の取得要件

- ① 処遇改善加算の区分1（基礎分）、区分2（賃金改善分）、区分3（質の向上分）のいずれも取得していること
- ② 業務においてICTの活用を進めていること（登降園管理、保育の計画・記録機能の導入等）
- ③ 施設における職員1人当たりの平均経験年数が10年以上であること

小児医療費助成について

《提案・要望の内容》

○小児医療費については、全国の自治体で独自の助成が行われているが、自治体ごとの財政力に応じて、子ども・子育て支援施策に地域間格差が生じることは容認できるものではなく、少子化対策の重要な施策であることから、国の責任において、小児医療費に関わる全国一律の助成制度を創設すること。

1 全国における小児医療費助成の状況

小児医療費については、全国の自治体で独自の助成が行われている。本県では、令和6年4月1日から小児医療費完全無償化を実施した。

※令和5年度までは、自己負担額は、通院：530円／日、入院：1,200円／日

【各都道府県レベルでの医療費無償化の状況（令和7年4月1日現在）】

- ・未就学 【所得制限なし】岐阜県、滋賀県、山梨県（通院費は5歳未満まで）
【所得制限あり】宮城県、和歌山県
- ・小学校卒 【所得制限なし】香川県（小学校3年生まで）
- ・中学校卒 【所得制限なし】愛知県（通院費は未就学まで）、沖縄県
【所得制限あり】三重県（通院費は小学校まで）
- ・18歳まで 【所得制限なし】群馬県（※1）福島県（※2）、栃木県（※3）、東京都23区

※1 令和5年10月から、18歳までの医療費を全市町村で無償化

※2 小4～18歳に限る、小1～3は助成なし、未就学は所得制限・負担金あり

※3 令和5年4月から全市町村で無償化（栃木県としての助成は中学生まで、18歳までは、市町村の独自助成により実施。）

<参考>

○都道府県として完全無償化に取り組んでいるのは、令和6年4月時点で本県と群馬県のみ。

※所得制限を設定せず、18歳までの医療費助成を実施している市町村は全国で59.5%

（令和6年4月時点、こども家庭庁調査）

■中国5県等の医療費助成の状況（令和7年4月1日現在）

道府県名	区分	対象	一部負担金		所得制限	
			あり	なし	あり	なし
鳥取県	入院	18歳年度末		○		○
	通院	〃		○		○
島根県	入院	小学6年生まで	○			○
	通院	〃	○			○
岡山県	入院	小学校6年生まで	○		○	
	通院	就学前まで	○		○	
広島県	入院	就学前まで	○		○	
	通院	〃	○		○	
山口県	入院	就学前まで	○		○	
	通院	〃	○		○	

保険者努力支援制度におけるこどもの医療費適正化に向けた評価の見直しについて

《提案・要望の内容》

- 国民健康保険の保険者努力支援制度は、保険者における医療費適正化の取組等を評価する指標を設定し、達成状況に応じて交付金が交付される制度として、平成30年度より本格実施されているものであるが、令和7年度分の取組評価分から、市町村の取組内容を評価する指標のうち、地方単独事業として実施している、こどもの医療費助成について、外来医療費を無償化せず、自己負担を設けている場合に配点する評価指標が新設された。
- こどもにかかる医療費を無償化することは、こどもたちが安心して必要な医療を受けることができ、すべての家庭が平等に子育てしやすい環境を提供するものである。外来医療費を無償化せず、自己負担を設けている場合に配点する評価は、子育て支援策の趣旨に逆行するものであり、直ちに見直しをおこなうこと。

1 全国における小児医療費助成の状況

小児医療費については、全国の自治体で独自の助成が行われている。本県では、令和6年4月1日から全市町村において小児医療費完全無償化を実施した。

※令和5年度までは、自己負担額は、通院:530円/日、入院:1,200円/日

【各都道府県レベルでの医療費無償化の状況（令和7年4月1日現在）】

- ・未就学 { 所得制限なし } 岐阜県、滋賀県、山梨県（通院費は5歳未満まで）
{ 所得制限あり } 宮城県、和歌山県
- ・小学校卒 { 所得制限なし } 香川県（小学校3年生まで）
- ・中学校卒 { 所得制限なし } 愛知県（通院費は未就学まで）、沖縄県
{ 所得制限あり } 三重県（通院費は小学校まで）
- ・18歳まで { 所得制限なし } 群馬県（※1）福島県（※2）、栃木県（※3）、
東京都23区

※1 令和5年10月から、18歳までの医療費を全市町村で無償化

※2 小4～18歳に限る、小1～3は助成なし、未就学は所得制限・負担金あり

※3 令和5年4月から全市町村で無償化（栃木県としての助成は中学生まで、18歳までは、市町村の独自助成により実施。）

2 こどもの医療費の適正化等の取組に係る評価指標（令和7年度取組評価分（市町村分）から新設）

こどもの医療費の適正化等の取組に係る評価指標が新設され、こどもの特別医療費助成度について、外来で医療機関を受診する際に窓口での支払いが必要な制度としている場合には50点が加点されることとなるが、これは市町村分評価指標の全得点の約5%を占めている。

※保険者努力支援制度（取組評価）は、令和6年度の取組状況の評価し、令和7年度の交付金額を決定する仕組みとなっている。

3 給付の適正化に関する取組の実施状況 (2) こどもの医療費適正化等の取組（令和6年度の実施状況の評価）	配点
① 地方単独事業として実施しているこどもの医療費助成制度について、年齢にかかわらず、外来で医療機関を受診する際、窓口での支払いが必要な制度としている場合（外来医療費を無償化せず自己負担を設けている場合など）	50
② 地方単独事業として実施しているこどもの医療費助成制度について、外来で医療機関を受診する際、窓口での支払いが不要な制度から窓口での支払いが必要な制度に、令和6年度に変更した場合（医療費助成の対象となる年齢層のうち一部の年齢層の制度変更を含む）	20
③ 地方単独事業として実施しているこどもの医療費助成制度と合わせ、医療費助成担当部局と連携し、こどもの保護者に対して適切な受診を促す周知・啓発を実施している場合	5
④ ③の取組を実施していない場合	－5
⑤ こどもの急な病気やけがへの対応等（夜間・休日の小児救急医療の輪番制等の体制構築に係る案内・情報提供など）を実施している場合	5

※ 保険者努力支援制度においては、上記の他、後発医薬品の使用促進や特定健診・保健指導の実施率、多剤投与回避等についても指標を設け、保険者にインセンティブを付与している。

生成 AI 等を利用した性的ディープフェイクによる子どもたちの性被害・性的搾取への対応等について

《提案・要望の内容》

- 生成 AI 技術を利用するアプリ等を用いて実在する子どもの画像を加工し、本人の顔が分かる状態で性的な合成画像を作成して SNS 等を通じて第三者に共有する行為が日本においても社会問題となっている。自らの画像を無断で性的画像に加工されることは、被害者にとって深刻な性的搾取かつ人権侵害であり、子どもであればなおさら、その心身の健全な成長に深刻な影響を与えうるものである。
- 国は、児童ポルノ法に規定する児童ポルノの定義について、生成 AI 等により作成された性的画像であって顔部分が実在する児童の顔であると認識できる描写であれば「実在する児童の性的描写」である児童ポルノとして処罰対象になりうることにについて国民への周知を徹底するとともに、法律に基づき厳正に取り締まること。
- 生成 AI 等を利用した実在する児童の性的ディープフェイクなどのこどもの性的搾取がない社会の実現に向け、こども家庭庁がとりまとめる「インターネット利用を巡る青少年の保護のあり方に関するワーキンググループ」の報告書を踏まえつつ、速やかに、政府全体で有効な規制及び被害救済策等を講じるとともに、国民に対する啓発を強化すること。
- あわせて、国の責任において、性的広告表示の実態把握やこうした広告がこどもの心身の成長にもたらす影響に関する調査を行うとともに、子どもが閲覧するサイト等に性的広告が表示されない仕組みづくりについて、省庁横断的に有効な対策を講じること。

(※) 現行の児童ポルノ法は、実在する児童の性的自由を保護していると解されるところ、このような行為は同法の規制対象とされるべきであるにもかかわらず、実際の摘発においては必ずしも厳正に取り締まられていない。

＜現状・要望＞

- 民間のネットパトロール団体等によると、「このところ性的ディープフェイクが爆発的に広がっていると感じており、偽画像だけでなく、動画や音声まで見かけるようになってきた」ほか、子どもが加害者となっている事例やいじめ・脅迫にこうした画像が使われている事例も確認されている。
- 実在する児童の顔を用いた性的画像は、たとえその一部が生成 AI により加工・合成されたものであっても、それによって現に子どもの性的搾取をされない権利が侵害されており、児童ポルノ法により取り締まられるべきと考えられるが、現行の運用においては、被害者から警察に訴えがあっても、こうした画像が取り締まられないという実情があると認識。また、被害者が子どもである場合、名誉毀損や肖像権侵害による訴訟提起も困難である場合が大半であると考えられる。
- 国におかれては、現に起きている被害の深刻さと、子どもがこうした状況の被害者・加害者・傍観者になることがその心身の成長にもたらす悪影響を踏まえ、児童ポルノ法の趣旨に則ってこうした画像を厳正に取り締まるほか、速やかに、有効な規制及び被害救済策を講じていただきたい。また、こども家庭庁におかれては、子どもの性被害や性的搾取について国民により積極的かつ丁寧な啓発を行っていただきたい。

＜本県の取組＞

- 鳥取県においては、青少年を性的ディープフェイクの被害者にも加害者にもさせないため、青少年健全育成条例を改正し、児童ポルノ等の定義について、「生成 AI その他の情報処理に関する技術を利用し、青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態（当該青少年の容貌を忠実に描写したものであると認識できる姿態に限る。）を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録及びその記録媒体を含む」ことを県の解釈として明確化した上で、児童ポルノ等の作成、製造及び提供を禁止した（令和 7 年 4 月 1 日施行）。
- さらに実効性を確保するため、これらの禁止規定に違反した者に対する児童ポルノ等の廃棄命令や罰則（過料）を新設するとともに、被害児童に対する財政措置を含めた支援を県の責務として条例に規定した上で（8 月 4 日施行）、性的ディープフェイク被害児童サポートプログラムを整備したところ。なお、この改正において、鳥取県議会から次のとおり附帯意見が付されており、議会を含めた県の総意として強く要望するものである。
〔6 月県議会における「鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案」に対する附帯意見（抜粋）〕
国に対し、法で規制される児童ポルノについて、生成 AI 等により作成されたものも対象になることを明確化し、厳正な取締りを行うよう、引き続き、強く働きかけること。